

大田区告示第 489 号

マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成 14 年法律第 78 号）第 34 条第 1 項の規定により、ハイツ西馬込マンション建替組合の定款の変更を認可したので、同条第 2 項の規定において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 8 年 6 月 5 日

大田区長 鈴木 晶 雅

1 組合の名称

ハイツ西馬込マンション再生組合

2 施行マンションの名称及びその敷地の区域

(1) 名称 ハイツ西馬込

(2) 敷地の区域 大田区南馬込五丁目 53 番 1

3 施行再建マンションの敷地の区域

大田区南馬込五丁目 53 番 1

4 事業施行期間

令和 5 年 4 月から令和 10 年 7 月まで

5 事務所の所在地

東京都中央区八重洲 1 丁目 9 番 9 号

6 設立認可の年月日

令和 5 年 4 月 7 日

7 定款の変更認可の年月日

令和 8 年 6 月 2 日